

府 番 第 1 8 9 号  
総 行 住 第 2 2 8 号  
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局長  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官  
総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

### マイナンバーカードの取得促進について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバー制度については、本年秋頃より情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定であり、これに合わせ、これらマイナンバー制度の利便性及びそれらを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く周知・広報に取り組むことが重要です。

国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、今後幅広い世代・対象に向けた周知・広報を展開していくこととしています。詳細なスケジュール等につきましては、今後マイナンバー制度運用関係者の連携サイト（デジタルPMO）等で随時情報提供しますので、御参照ください。

こうした状況を踏まえ、各都道府県及び各市区町村それぞれにおいても、下記に格段の御配意の上、周知・広報及び申請補助等を幅広く展開するキャンペーンの実施及びマイナンバーカードの利活用の推進について積極的な取り組みをお願いします。

また、各地方公共団体が実施したマイナンバーカード取得促進や利活用推進のための取り組みをまとめた「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集」（別添1。以下「事例集」という。）及び平成29年8月31日時点のマイナンバーカードの市区町村別交付状況等の取りまとめ結果（別添2）を別添の通り送付いたしますので、執務の参考にして下さい。

本通知を受けて展開される取り組みの内容については、10月末時点で調査を行うとともに、その結果を各地方公共団体に提供し、あわせて公表する予定です。

貴職におかれては、下記にご留意の上、その積極的な実施に向け、格別の配慮を頂くとともに、各都道府県担当部局長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施

- (1) 各地方公共団体においては、マイナポータルの本格運用の開始や2月～3月の確定申告等を見据え、遅くとも11月には開始し、期間を定めてより一層のマイナンバーカードの取得を進めることを目的とする「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」を展開し、周知・広報及び申請補助等を集中的に実施願いたいこと。
- (2) キャンペーンの実施に当たっては、各団体における取組みをより実効性の高いものとするため、近隣団体で同時期に展開する等市区町村域を越えた連携が有効であると考えられることから、市区町村間の連携や都道府県による調整について、特に積極的に取組み願いたいこと（事例集1p参照）。
- (3) 申請を行い又は交付を受けることを希望する住民の利便に配慮し、無料の写真撮影を行うこと、オンライン申請等を職員が補助すること、土日や平日夜間の開庁時間延長を行うこと等は有効と見込まれることから、積極的に実施願いたいこと。

なお、無料写真撮影やオンライン申請の補助に当たっては、内閣府よりマイナポータル普及用に配置しているタブレット端末を使用できること。このタブレット端末については、まだ在庫が若干あるため、追加での配布が必要な市区町村においては、別途、内閣府より案内予定の追加配置の申請方法により個別に要請願いたいこと。

また、この場合に追加的に要する超過勤務手当等については、個人番号カード事務費補助金の対象であること。

- (4) マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの本格運用を見据え、マイナンバーカード交付窓口以外の各部署及び各手続において交付申請を促すことは有効と見込まれることから、所管部局や都道府県及び市町村の事務分掌にとらわれない連携した取組みを実施願いたいこと。

例えば、子育て時期には、妊娠届提出・母子健康手帳交付時、妊婦検診時、出生届出時、乳幼児検診時、子ども医療費助成申請時、保育所等入所申請時等、行政サービスの利用頻度が高まり、重層的に交付申請を促すことは効果的であると考えられることから、特に積極的な取組みを実施願いたいこと。

- (5) マイナンバーの提示が必要となる税申告会場においてマイナンバーカードの取得を促すことは有効と見込まれることから、税担当部局や税務署と積極的に連携した取組みを実施願いたいこと。なお、このことについては、平成29年8月10日付け「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請に対する積極的な対応について（依頼）」により対応を依頼済みであるところ、改めて御留意願いたいこと。

- (6) マイナンバーカードが顔写真付き身分証明書として利用できる点について、運転免許証を返納する住民に対して訴求することは取得促進の観点から有効と見込まれることから、警察署や運転免許センターと連携した取組みについて積極的に展開願いたいこと（事例集3 p参照）。
- (7) 以上のほか、がん検診や特定健康診査など、特に事前に出席者を特定できる行事を催す場合には、当該会場で本人確認の上、申請を受け付けることも可能であり（申請時来庁方式）、積極的に実施願いたいこと。
- (8) 日常的にはマイナンバー制度やマイナンバーカードに触れない住民に対しては、多様な申請機会を創出することが重要であり、庁舎内外を問わず、また、行事主催者が官民いずれであるかを問わず、可能な限り多くの行事及び場所において申請を受け付けることができるよう実施願いたいこと。この場合において別添3も活用されたい（各市区町村の状況に応じ、適宜、加筆・修正すること）。
- (9) 一般的な交付申請促進に向けた普及啓発事業に対しては、「マイナちゃん」「マイキーくん」のマスコットキャラクターを積極的に利用願いたいこと。着ぐるみが必要な場合には、総務省・内閣府に貸し出し等について要請願いたいこと。
- (10) 総務省自治行政局住民制度課及び内閣府番号制度担当室では、各経済団体に対して個別に企業・団体等一括申請の活用を依頼しているところであり、希望する企業・団体等がある場合には、関係市区町村においても連携の上、積極的に対応願いたいこと。
- (11) 以上のほか、各団体において、地域の実情に即した独自のキャンペーンについても積極的に取組み願いたいこと。この場合において、申請促進・支援のための各種取組みに当たって追加的に要する超過勤務手当等は、個人番号カード事務費補助金の対象であること。
- (12) 平成27年10月から平成29年8月9日の間に通知カードに同封して発送されたマイナンバーカード交付申請書用封筒（料金受取人払）の差出有効期間は平成29年10月4日までとされているが、今般、日本郵便株式会社において、平成31年5月31日まで有効な封筒として利用可能とされたところ、この旨住民に対し広く周知願いたいこと。また、あわせて、総務省、内閣府及び地方公共団体情報システム機構のホームページ上に、申請者自身で印刷して利用可能な封筒様式を掲載することとしたところ、その情報についても積極的に周知し、利用を促して頂きたいこと。

## 2. マイナンバーカードの利活用の推進

- (1) マイナンバーカードの取得促進に向けては、マイナンバー制度による効率的な行政サービスの実施やこれを支えるマイナンバーカードの利点を公務員が認識し、自ら利用することが重要であり、例えば、マイナンバーカードの

職員証としての利活用を推進する等により職員の交付申請促進にも積極的に取り組み願いたいこと。

- (2) 特にマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書及び利用可能な空き領域（いわゆる「マイキー部分」）は、マイナンバーを使用しておらず官民の各種サービスで利用可能となっており、既存の行政サービスの枠に該当しない様々な利用方法が展開可能であること。
- (3) 入退館（室）や端末利用に際して、マイキー部分を活用した本人認証を行うことについては、特に個人情報の取扱いに配慮すべき業務を行う者を識別する方法として官民の取組みが進んできている実績を踏まえ、積極的な活用を検討及び実施願いたいこと。
- (4) 特に、コンビニ交付サービスの導入については、既に累次検討を依頼してきているところ、8月31日現在で、430団体（対象人口7,693万人）にまで導入が進んでいることを踏まえ、積極的に導入の検討及び実施願いたいこと。
- (5) コンビニ交付サービス等のマイナンバーカードの多目的利用については、導入費用及びランニング費用額の2分の1が特別交付税措置を受けることができること。その他、従来、総務省及び地方公共団体情報システム機構その他関係各署の連携により、費用負担軽減のための各種措置を講じてきたところ、これらについても改めて確認の上、検討願いたいこと。
- (6) 特にマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスが幅広く展開される等、行政分野において電子申請を活用する環境整備が一層進んでいる状況を踏まえ、マイナポータルを活用した新たな行政サービス又は行政手続の提供について積極的に検討及び実施願いたいこと。
- (7) 住民基本台帳関連分野をはじめ、マイナンバーカードの券面情報を電子的に読み取り、申請書等の様式に必要な基本四情報等を自動記載することで、申請者による申請書記載の負担、及び、職員による記載ミスの確認事務の負担の双方を軽減する取組みが広がりつつあることを踏まえ、積極的に導入の検討及び実施願いたいこと。
- (8) マイナンバーカードを公立図書館における図書貸出カード等の各地方公共団体が発行しているカードとして利用する取組みのほか、利用者の確認が必要な行政サービス等において様々な活用が始まっていることを踏まえ、9月25日から実証実験が開始される「マイキープラットフォーム」も含め、積極的に利活用願いたいこと。（事例集4p、7p～10p参照）
- (9) 特に電子証明書の民間サービスでの活用については、非対面での証券口座開設や住宅ローン契約等の手続に広がりつつある現状を踏まえ、管内民間事業者に対し、官民連携したマイナンバーカード利活用推進策について、積極的に協力要請願いたいこと。

問い合わせ先

内閣府大臣官房番号制度担当室

(マイナちゃん着ぐるみの申込みはこちらへ)

服部 miho.hattori@cas.go.jp

小口 manami.oguchi.y2t@cas.go.jp

橋本 yusuke.hashimoto.z9u@cas.go.jp

宮崎 keiko.miyazaki.x8z@cas.go.jp

TEL : 03-6441-3453

総務省自治行政局住民制度課住民台帳第三係

(マイキーくん着ぐるみの申し込みはこちらへ)

平野係長、横山主査、大脇事務官

TEL : 03-5253-5517 E-mail : juki@soumu.go.jp